

「第5次伊賀市障がい者福祉計画」の策定について

平成26年12月に策定した「第4次伊賀市障がい者福祉計画」の計画期間が令和8年度で終了するため、令和9年度からの新たな「第5次伊賀市障がい者福祉計画」を下記のとおり策定する。

記

【計画の根拠】

「第5次伊賀市障がい者福祉計画」…障害者基本法第11条第3項

【計画策定の体制と方法及び手順】

(1)障がい者福祉に関する意識調査(アンケート)の実施

意識調査(アンケート)は、障がいのある人、障がいのある児童の保護者、市民に対する調査の3種類を行う。

I 調査地域 伊賀市全域

II 基準日 令和7年10月1日

III 調査対象者

① 障がいのある人及び障がいのある児童の保護者に対するアンケート

(介護の実態や意識・要望等を把握するための調査)

下記要件の抽出 3,000人

(ア)18歳以上の障害福祉サービス利用者及び18歳未満の障害福祉サービス利用児童の保護者

(イ)障害福祉サービス利用者以外の18歳以上の障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者

(ウ)障害福祉サービス利用者以外の18歳未満の障がい者手帳所持している児童の保護者

② 市民用に対するアンケート

(障がいに対する理解等についての調査)

伊賀市に住所のある人(16歳以上)の抽出した 2,000人

(2)関係団体(事業所等)へのアンケート調査等

(3)伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例(平成31年条例第1号)に基づき、策定委員会を設置し、意識調査に基づき計画策定の協議を行なう。

また、より身近で幅広い意見を計画に反映させるため、障がい者福祉計画庁内推

進会議と自立支援協議会の各専門部会などから、課題の抽出や整理を行う。

(4)意識調査(アンケート)の結果の集計・分析や計画策定のための情報収集・分析、計画案作成補助等の業務を専門の業者に委託する。

(5)「計画案(中間素案)」については、市広報やホームページ等を通じてパブリックコメントの手続を行う。

【計画の期間】

新たに策定する「第5次伊賀市障がい者福祉計画」の計画期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とし、このうち前期の3年間を計画期間とする「第8期障がい福祉計画」についても今回同時に策定を行う。

【策定スケジュール】

別紙のとおり